

串間市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 串間市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）を円滑に推進するため、串間市公共施設等総合管理計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設マネジメントに係る管理計画（個別計画・長寿命化計画含む）の進捗管理に関すること。
- (2) 管理計画の推進に係る見直しなど必要な事項の検討に関すること。
- (3) 前項に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 委員は、別表に定める者及びその他委員長が必要と認める者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の決により非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務課財産マネジメント室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月8日から施行する。

別表（第 3 条関係）

役職	所属等		
委員	1	学識経験者	大学教授等の高度な知識を有する者
	2	学識経験者	
	3	団体代表者	市議会議員
	4	団体代表者	自治会長
	5	市民公募	男女各 1 名
	6	市民公募	